

重層的支援体制整備事業について

福祉保健部福祉政策課
地域福祉推進室

重層的支援体制整備事業

【改正社会福祉法第106条の4】（令和3年4月1日施行）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、**重層的支援体制整備事業**を行うことができる。

2 前項の「**重層的支援体制整備事業**」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

重層的支援体制整備事業の概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

重層的支援体制整備事業

相談支援

- ①介護（地域包括支援センターの運営）、障がい（障害者相談事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、**包括的相談支援事業**を実施
- ②複合的課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する**多機関協働事業**を実施 **新**
- ③必要な支援が届いていない相談者に**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**を実施 **新**

参加支援 **新**

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
 - （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
 - （※2）就労支援、見守り等居住支援など

地域づくりに 向けた支援

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

重層的支援体制整備事業の内容

○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める（断らない相談支援）

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な制度やサービスの情報提供などを行う。

○ 複雑化・複合化した課題を整理し、多機関が協働して支援を行う

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化している場合は、課題を整理して支援の方向性を定め、支援関係機関間の役割を調整して、協働して支援を行う。（今年度から試行的に実施）

○ 支援が届いていない人を見つけ、伴走しながら支援を届ける

各種会議や支援関係者との連携を通じて、課題を抱えているが支援を受けられていない人を見つけ、継続的に関わり続けながら、適切な支援を届ける。（今年度から試行的に実施）

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

社会とのつながりが希薄化し又は途絶えてしまっている人に対し、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながり作りに向けた支援を行う。（今年度から試行的に実施）

○ 地域活動の活性化を図る

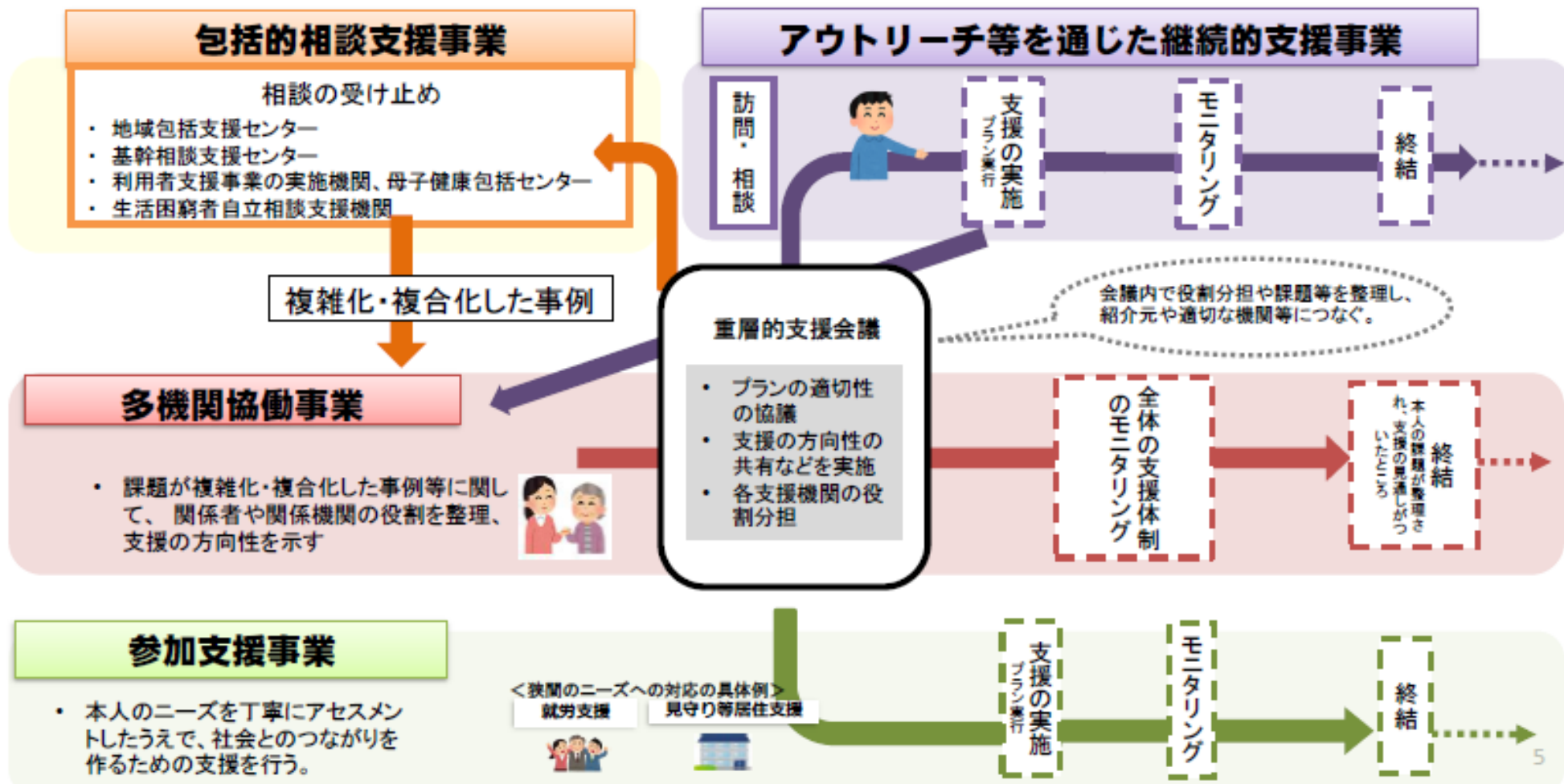
多様な地域づくりの担い手が出会ったり、住民同士が世代や属性を超えて交流できる環境を整備し、住民活動の活性化を図る。（取組中）

複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱えた人を支えるために、
その人に関わる支援者が、
少しだけ自分の属する分野の壁を超えて受け止め、
意識的にほかの分野の支援者や地域と連携しながら
継続的に関わっていくことが必要。

重層的支援体制整備事業の中核となる取組

「重層的支援体制整備事業」の全体イメージ

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



米子市地域“つながる”福祉プラン (令和2年度～令和6年度)

- ・米子市と米子市社会福祉協議会が共同で策定。
- ・地域福祉推進に向けた市及び市社協の責務と、住民や各種団体に期待することをまとめた。
- ・包括的な相談支援体制の構築に関する政策方向性を記述。



米子市が目指す包括的な相談支援体制

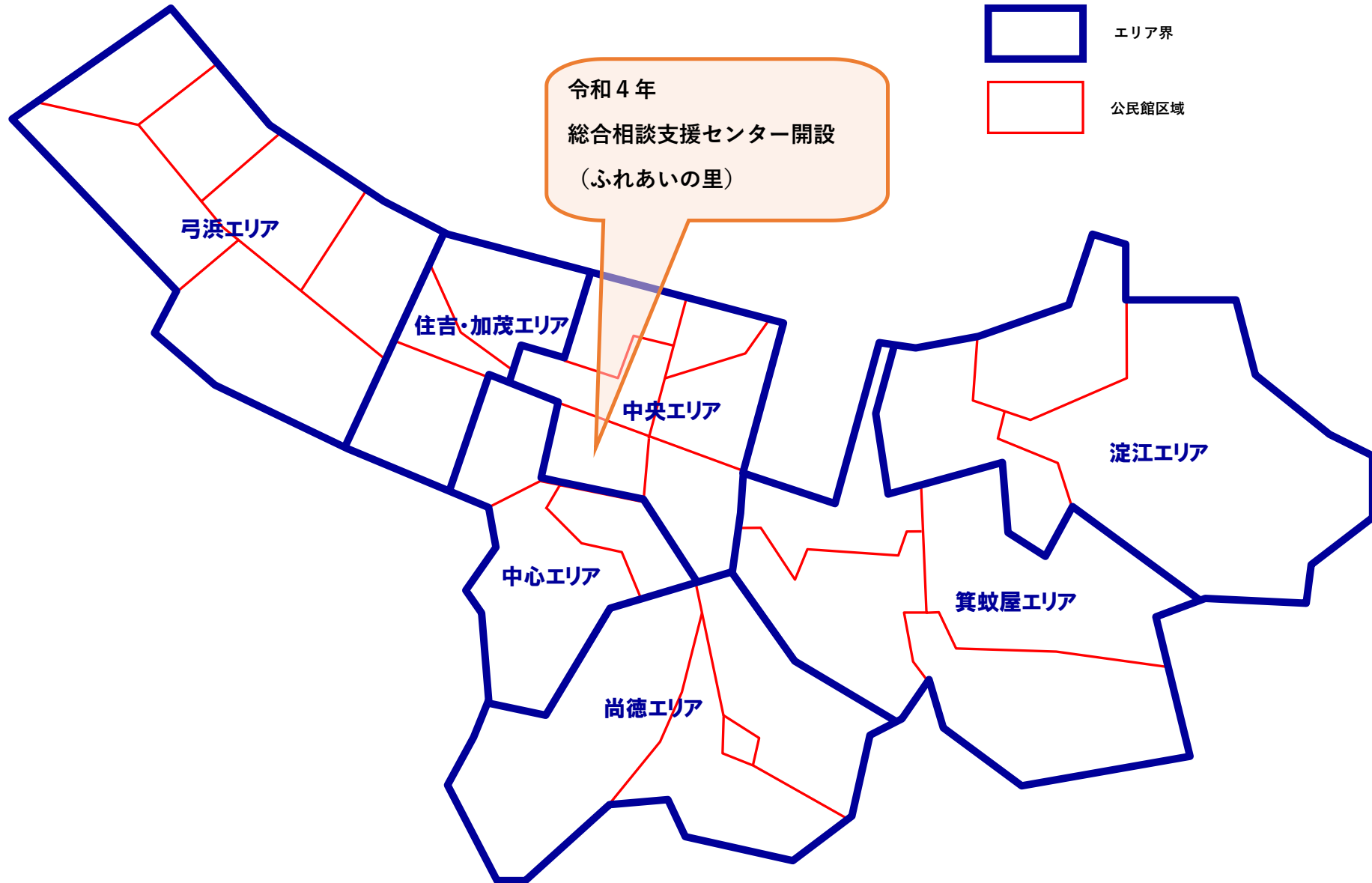
① エリア区分と総合相談支援センターの設置

地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案し、**市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターの設置**を目指します。総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所の機能を兼ね備えたものとし、また、エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関により、人材育成、システム評価、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を含む、地域福祉実践のマネジメントを行います。

② 地域活動支援員と総合相談支援員の配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「**地域活動支援員**」（**コミュニティワーカー**）と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「**総合相談支援員**」（**コミュニティソーシャルワーカー**）を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。

総合相談支援体制のエリア設定



重層的支援体制整備事業の実施

【令和3年度 本市の新たな取組】＝重層的支援体制整備事業への移行準備

①多機関協働事業

- ・複合的課題を抱えた世帯への支援を検討・調整するための関係者による「重層的支援会議」の開催、支援プランの作成
- ・複合的課題に対応できる人材の育成研修

②参加支援事業

- ・社会参加に向けた既存資源とのマッチングや資源開発

③アウトリーチ事業（委託事業）

- ・ひきこもり等、社会との関係構築が困難で、適切な支援が届いていない方に対し、家庭訪問を中心とした働きかけを行う。

④庁内連携の推進

- ・福祉保健部各課で、課内の相談支援の取組と他課との連携推進の責任者となる「断らない相談マネージャー」とその補佐役のサブマネージャーをそれぞれ指名
- ・庁内における「つなぐシート」の導入

令和4年度から本格実施予定

総合相談支援センター（ふれあいの里に令和4年開設） 【包括的相談支援の中核的役割】

○福祉の総合相談窓口

- ・あらゆる相談を受け付けるワンストップ窓口
- ・支援担当が明確な場合、担当者への丁寧なつなぎ

○多機関協働事業

- ・複合的・複雑化した課題や、既存のサービスでは対応できない課題を整理し、支援調整
- ・支援会議の開催、多機関協働による支援プラン作成、役割決め、支援員のバックアップ、人材育成等
- ・支援ネットワークの構築

○参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・社会資源を活用した社会とのつながり作り
- ・適切な支援が届いていない世帯への積極的支援

○地域づくり支援

- ・地域活動支援員（コミュニティワーカー）との協働による地域への働きかけ、資源開発

○成年後見制度利用支援中核機関

- ・成年後見に関する相談対応、市長申立て等

○地域包括支援センター業務

- ・地域包括支援センターとしての業務

総合相談支援センターと各種相談窓口

